

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第81号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条の表放射線取扱手当の款の次に次の1款を加える。

社会福祉 業務手当	児童福祉センター 一児童相談所又は 第二児童福祉 センター第二児 童相談所に勤務 する職員	児童福祉司又は児童心理司が 児童虐待を受けた児童又はそ の保護者等に対する面接によ る相談, 指導又は心理診断の業 務に従事したとき。	日額 1,000円
	児童福祉センター 一児童相談所に 勤務する職員	保育士又は福祉施設指導員が 児童虐待を受けた児童の一時 保護業務(行動観察(入所に際 して行うものに限る。)以外の 業務にあつては, 当該児童を他 の児童から分離して行う必要 がある場合に限る。)に従事し たとき。	日額 1,000円

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)